

第23日

令和8年3月19日（木）

午前10時零分開議

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり、審査結果報告書が提出されました。

よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第20号議案外2件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君登壇）

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） ただいま議題となりました第20号議案外2件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第20号議案朝倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続法の一部が改正されることに伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容は、聴聞等の通知に係る公示送達の方法について、これまでは掲示場での書面掲示による方法のみであったものを、インターネットの利用等による方法で行うこととするとともに、これまでの掲示場での書面掲示による方法または事務所等に設置したパソコン画面での表示による方法により行うこととするもので、施行日は令和8年5月21日です。

審査に当たりましては、改正による住民への影響についてただしました。執行部によりますと、本改正はデジタル社会の形成を図るためだが、対象は聴聞等の通知に係る公示送達に限られるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第36号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の策定についてです。

本件は、令和8年度から令和12年度までの計画期間とする朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）を策定することについて、議会に議決を求められているものです。

今回の過疎計画は、令和3年度に策定した現計画が令和7年度末で終了することに伴い、

後期計画となる令和8年度から令和12年度までの計画を策定するものです。国が示す作成例に基づき作成しており、今回の過疎計画の全体構成は現計画から変わっていないため、時点修正を基本に策定しています。

審査に当たりましては、パブリックコメントによる計画への影響についていただきました。執行部によりますと、出た意見について全てを反映させることは難しいが、参考意見として今後の市政に生かしていくとのことでした。

本委員会としましては、今回の過疎計画策定は、時点修正ではあるものの、過疎地域の発展に寄与する計画であることを改めて確認した上で、計画を生かした事業構築を要望し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第40号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてです。

本件は、令和8年3月31日に久留米市外三市町高等学校組合が解散されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少、また、令和8年4月1日から久留米広域市町村圏事務組合が名称を変更することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、議会に議決を求められているものです。

主な内容は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少については、三井中央高等学校が令和8年3月31日で閉校することにより、久留米市、小郡市、大刀洗町、朝倉市で構成する久留米市外三市町高等学校組合が解散し、現在の79団体から78団体に減少するためです。

また、福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、久留米広域市町村圏事務組合の所掌事務である久留米広域小児救急センター事業が久留米市に移管され、常備消防のみとなり、久留米広域市町村圏事務組合は令和8年4月1日から久留米広域消防組合へ名称を変更するためです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） 過疎計画について、持続的発展計画について質疑をさせていただきます。

まず、これは後期の計画で大きく変わっていないということで、国の示すもので計画をなされたということを委員長の方からお聞きしました。

それで、時点修正を行うということをお聞きしたんですけども、前期と比べて後期の時点修正とはどのようなものか、質疑いたします。

○議長（小島清人君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（仲山 寛君） そもそも時点修正というのは、元にある計画から、例えば不動産で言ったら価格が上がったり、そういうことの修正ということが時点修正という意味でございますので、今回は前の計画と計画の内容、方法等は変わらずに、規模とかそういうのが大きくなった場合とかに対して修正をしていくということでございます。いろんなパブリックコメントで質問が上がってきておりましたけども、全部を受け入れることができませんので、そのことについては、委員会で執行部のほうに検討をしていただきたいというようなことは要望をしております。以上です。

○議長（小島清人君） 3番飯田議員、よろしいでしょうか。3番飯田議員。

○3番（飯田早苗君） やはり今現在非常に過疎化が進み、人口減少が激しいということで、本当大変な思いをしております。それで、過疎地域に寄与するということを委員長からも今報告がございました。ぜひ、過疎地域の人口減少を止めていただきたいということをお願いしまして、質疑を終わります。

○議長（小島清人君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第20号議案朝倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第36号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第40号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第5号議案外17件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 北川清文君登壇）

○環境民生常任委員長（北川清文君） ただいま議題となりました第5号議案外17件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第5号議案令和8年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、地域改善対策事業の一環として、住宅の新築や改修、宅地を取得するための資金の貸付け事業が実施されていたもので、現在は貸付けを行った資金を対する回収を目的とした事業、事務を行っています。

予算総額を1,061万5,000円で編成するもので、昨年度と比較し147万9,000円の増加となっています。

これは、歳出において、償還事務に従事する職員人件費に係る一般会計繰出金の増加が主な要因です。

歳入において、諸収入が前年度と比較して11万円の減額となっていますが、これは延滞金において、令和7年度中に2件の一括償還があり、その分、令和8年度の収入が減少することなどによるものです。

基金の状況につきましては、基金利子27万9,000円の積立てを行い、令和7年度末現在高見込額は7,224万5,000円です。

審査に当たりましては、顧問弁護士委託料及び裁判時弁護士委託料の傾向と件数についてたどりました。執行部によりますと、顧問弁護士委託料は、疑義が生じた場合に相談を行うためのもので、頻度は月1回から2回程度とのことでした。また、法的措置が必要になった際に備えて裁判時弁護士委託料を確保しており、近年では法的措置に至った案件はないとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず事業勘定については、予算総額を66億299万円で編成するもので、昨年度と比較しマイナス2.3%、1億5,844万円の減額となっています。

令和8年度の被保険者数は、少子高齢化や社会保険の適用拡大から減少傾向が続いており、年間平均見込みは9,853人で、医療費が高くなる傾向がある65歳以上が半数近くを占めています。

1人当たり医療費について、令和6年度では48万5,348円となっており、令和5年度と比較し17円減少しています。県内でも医療費水準が高い位置にあるため、重症化や長期化する前の予防対策を含め、啓発活動を強化し、医療費適正化への取組を進めていきます。

また、子ども・子育て支援法改正により、令和8年度から全ての医療保険者が子ども・子育て支援納付金を納付するために保険料を徴収する仕組みが構築され、朝倉市の国民健康保険も同様に、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付分が新設されることとなりました。

後ほど報告する第21号議案の条例改正に係る子ども・子育て支援納付分の国民健康保険税率を除く、基礎課税分、後期高齢者支援分、介護給付金分の令和8年度の国民健康保険税率については、令和7年度から据置きになります。

県に納める国保事務費納付金の総額は、昨年度より5,053万円の減の約16億5,504万1,000円となっています。これは子ども・子育て支援納付金の新設はあるものの、被保険者数の減少によるものと見込んでおります。

なお、1人当たりの納付金額では増加傾向にあります。

基金の状況につきましては、基金利子42万3,000円の積立てを行い、令和8年度末現在高見込額は1億6,303万8,000円です。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を8億8,485万3,000円とするもので、昨年度と比較し35.6%、2億3,210万8,000円の増加となっています。

歳入では、診療費として2億6,364万8,000円を計上しています。

また、診療所施設整備の財源として4億9,360万円の過疎対策事業債を借り入れ、令和7年度に建設工事に着手し、令和8年10月完成を目指しています。

基金の状況については、基金利子76万7,000円を積み立てる一方4,182万1,000円を予算調整のため取り崩すため、令和8年度末現在高見込額は2億2,865万円です。

審査に当たりましては、レセプト件数の近年の傾向についてただしました。執行部によりますと、被保険者の減に伴い、減少傾向にあるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、第7号議案令和8年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額を13億8,600万6,000円で編成するもので、昨年度と比較し14.6%、1億7,634万円の増加となっています。

令和8年度の推計被保険者数は1万626人で、昨年度より2.0%、210人の増加を見込んでいます。

歳入では、保険料収入が被保険者数の増加と令和8年度から保険料と併せて徴収される子ども・子育て支援金が増加したことにより、16.2%、1億4,241万2,000円増の10億2,033万1,000円となっています。

歳出では、広域連合への負担金が15.2%、1億7,659万2,000円増の13億3,609万3,000円となっています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案令和8年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を63億1,065万9,000円で編成するもので、昨年度と比較し3.7%、2億2,334万8,000円の増額となっています。

計画期間を令和6年度から令和8年度までとする第9期介護保険事業計画の3年目となります。

要介護認定者数については、令和7年12月31日現在で3,355人、前年度月と比較し、92人増加しています。

歳出において、保険給付費の合計額は57億8,675万2,000円を計上しており、昨年度と比較し3.3%、1億8,704万7,000円の増加となっています。

令和6年度実績、令和7年度実績見込みともに増加しています。

介護サービスを必要とする後期高齢者数が年々増加傾向にあることや、介護報酬の改定が要因と考えられます。

基金の状況については、基金利子286万7,000円を積み立てる一方、保険料の負担軽減を図るため、1億1,902万8,000円を取り崩すことで、令和8年度末現在高見込額は8億4,680万5,000円です。

審査に当たりましては、将来の基金の見通しについてただしました。執行部によりますと、高齢者の増加によって給付費も増加するため、事業費、基金の取崩し等を勘案して、3年に1度、保険料の見直しを行っているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案令和7年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ51万円を追加し、予算総額を964万6,000円とするものです。

歳入としては、基金繰入金が5万4,000円の減額となっています。これは償還事務に要する職員人件費を一般会計へ繰り出す際に、財源の一部として、朝倉市住宅新築資金等貸付事業財政調整基金を活用するもので、決算見込額に合わせ減額するものです。

次に、延滞金が60万1,000円の増額となっています。これは一部の滞納者から残債務の一括償還がなされたことなどにより補正するものです。

次に、住宅改修、住宅新築及び宅地取得における資金貸付金元利収入が6万3,000円の減額となっています。これは各項目において、分納等の償還計画に対し、実際の徴収金額に応じて増額または減額補正するものです。

次に、利子及び配当金が2万6,000円の増額となっています。これは、基金運用利子の利率が当初見込みより上昇したため補正するものです。

歳出としては、住宅新築資金等貸付事業費が48万4,000円の増額となっています。これは償還事務に要する人件費として繰出金を増額する一方で、裁判の際に必要な経費が現時点では必要ではないため、裁判に係る印紙代や土地鑑定手数料、裁判所への予納金などを減額するものです。

次に、財政調整基金積立金が2万6,000円の増額となっています。これは、基金運用利子の利率上昇によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案令和7年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

事業勘定では、歳入歳出それぞれ4,351万4,000円を追加し、予算総額を68億494万4,000円とするものです。

主な内容について、歳入では、令和6年度繰越金の補正4,351万4,000円です。

歳出では、基金に885万5,000円を積み立てます。また、償還金として3,465万9,000円を計上します。これは、令和6年度の交付金等が確定したことによる返還金です。

直営診療施設勘定では、歳入では繰越金257万7,000円の補正です。これは、令和6年度の繰越金分の補正するものです。

歳出では、基金積立金192万5,000円の補正です。これは、前年度繰越金から一般会計への繰出金を差し引いた金額を財政調整基金に積み立てるものです。

次に、諸支出金65万2,000円の補正です。これは、令和6年度診療所建て替え工事業費が確定したため、令和6年度に一般会計から繰り入れた精算分を一般会計へ繰り出すものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案令和7年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ1億162万5,000円を追加し、予算総額を13億1,129万1,000円とするものです。

主な内容について、歳入では、実績に基づき、保険料総額を5,930万9,000円増額します。また、繰越金では3,988万円増額します。これは、前年度の出納閉鎖期間中に納められた保険料に当たり、翌年度に精算する仕組みです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と保険料負担金が確定したことに伴い、9,860万7,000円増額します。他会計繰出金では243万6,000円増額します。これは、令和6年度広域連合事務費負担金確定に伴う返還金を一般会計に繰り出すための増額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてです。歳入歳出それぞれ2,000万円を増額するもので、居宅介護給付費の実績見込みによるものです。

居宅介護給付費については、介護認定者数が令和7年11月末時点で前年度より97人増となり、サービス料が増えたことで、当初より給付実績が上回る見込みとなったため、不足分を増額補正するものです。

審査に当たりましては、介護認定者数が97名の増加となった要因についてただしました。執行部によりますと、65歳以上の高齢者は減少傾向にあるが、団塊の世代が75歳になっており増加傾向にあるとのことで、介護保険の認定における軽い段階の要支援が増えてきていると考えられるとのことでした。また、今後において団塊の世代が高齢になっていくことで、介護者数は年々増加すると考えられるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。本件は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容は、従来の基礎課税分、後期高齢者支援分、介護納付金分の課税に加えて、子ども・子育て支援納付金分を新設します。

課税方式、税率、税額については、福岡県が納付金を算定する際に算出した標準保険料率を採用します。

課税方式は、所得割、均等割1人当たり、平等割1世帯当たりの3方式です。税率、税額は、所得割0.27%、均等割額1,040円と18歳以上均等割額65円を合わせた1,105円、平等

割額1,028円です。

施行日は、令和8年4月1日です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容は、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化され、福岡県が地域限定保育士試験の実施に関わる認定を受けたことに伴い、条例中の保育士について地域限定保育士を含むこととするものです。

この地域限定保育士制度は、特に保育人材が不足するおそれ大きい地域において、集中的に保育人材確保に取り組むことができる制度として、令和7年10月に児童福祉法上に創設したものです。

この制度化により認定を受けた地方公共団体において、地域限定保育士試験の実施が可能となっています。

具体的には、条例第23条第2項、第29条第31号、第44号及び第47号の職員配置において、また附則の第9条において、「地域限定保育士」を追記します。

さらに、令和6年度に保育士の配置基準の改正が行われました。附則において、経過措置が定められ、当時の改正後の条例を示す表現を新条例としていました。

今回の同条の改正を行うため、「この条例による改正後の朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）」を、「朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」と改正し、以下、「新条例」を「同条例」と改正するものです。

審査に当たりましては、認定を受けている地方公共団体の数についてただしました。執行部によりますと、制度化により、令和8年度より認定を受けた地方公共団体は、三重県、滋賀県、大阪府、奈良県、岡山県、福岡県の6つの都道府県とのことでした。

また、朝倉市家庭的保育事業についてただしました。執行部によりますと、現在、朝倉市では事業を実施していない状況であり、福岡県が所管している公立保育所や私立保育所は、市と同様に条例の改正があり、今後は地域限定保育士の採用があると考えられるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律により、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴い、規定の整理を行うものです。

改正内容は、引用している法律、子ども・子育て支援法の条例の繰下げによるものです。

具体的には、第2条第1項第23号中、法第43条第2項を繰り下げて、法第43条第4項に改正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令により乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容は、先ほど第22号議案で報告しました内容と同様に、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化され、福岡県が地域限定保育士試験の実施に係る認定を受けたことに伴い、条例中の保育士について、地域限定保育士を含むこととするものです。

具体的には、第22条中に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。以下この条において同じ。）」を追記するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案朝倉市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、乳児等通園支援事業の実施に当たり、利用料について必要事項を定めるため規定の整備を行うものです。

改正内容としましては、新たに第4項として、「市長は、法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業を利用する児童の扶養義務者から、規則で定める額の利用料を徴収するものとする。」と規定するものです。

また、第3条第2項及び第3項中「市長が別に定める額」を「規則で定める額」と改正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令により放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一

部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

改正内容は、先ほど第22号議案及び第24号議案で報告しました内容と同様に、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化され、福岡県が地域限定保育士試験の実施に係る認定を受けたことに伴い、条例中の保育士について、地域限定保育士を含むこととするものです。

具体的には、第10条第3項第1号中に「（福岡県の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士を含む。）」を追記するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案朝倉市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、市が実施する健康診断等の自由診療に係る使用料の額の見直しに当たり条例を制定しようとするものです。

改正内容は、市が実施する健康診断等について、実費に基づき原価を適切に反映した料金体系へ見直しを行います。

具体的には、別表の区分、「2 健康診断」を、「2 健康診断等の自由診療」に使用料の診療報酬算定方法により算出した額に100分の110を乗じて得た額以内で市長が定めた額を健康診断等に要する実費に基づき市長が別に定める額に改正するものです。

施行日は、令和8年4月1日です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、令和7年度税制改正による給与所得向上の見直しに伴い、介護保険料の標準段階の判定に影響が生じる第1号被保険者については、見直し前と同様の判定になるよう保険料の算定を行うものです。

改正箇所は、附則に、第8条中、令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例及び第9条中、令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例を加えるものです。

本委員会としましては、政令改正に伴うため、やむを得ないものの、保険料や算定や、独自で対策を講じる場所ではしっかりと努力してもらいたいことを伝えて、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、一般廃棄物の処理手数料額を改正するものです。

具体的には、家庭飼育の犬猫等の死体についての処理手数料を改定するもので、現行4,080円の処理手数料を改正後は5,000円に引き上げるものです。

市では、犬猫等の死体を市の保冷库に一時保管し、民間処理業者に処理委託を行っています。しかし物価高騰など影響により改定を行うものです。

審査に当たりましては、有害鳥獣の死体の取扱いについていただきました。執行部によりますと、有害鳥獣は農林課が他の事業による委託を行っており、本件に該当するのはペットとして飼っていた犬猫等を環境課に持参した場合に限るとのことでした。

本委員会としましては、手数料や死体の持ち込み等の条件はあるものの、適正に処理されることが確認できたため、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第34号議案朝倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

本件は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものです。

内容は、満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを対象とした、こども誰でも通園制度において、市長は、条例で定める基準により乳児等通園支援事業者が給付を受けるための確認を行うこととなるため、子ども・子育て支援法第54条の3において、準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。11番堀尾俊浩環境民生常任副委員長。

○環境民生常任副委員長（堀尾俊浩君） 委員長が今報告の中でありました分で、第5号議案令和8年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についての説明の中で、基金の状況につきましては、「令和7年度末現在高見込額」というふうに説明しましたが、正確には「令和8年度末現在高見込額」が正解でございます。

続きまして、第6号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

この中で、子ども・子育て支援納付金、納付分の国民健康保険税率を除く基礎課税分、後期高齢者支援分、次に「介護給付金分」と申し上げましたが「介護納付金」の間違いでございます。

それから第8号議案令和8年度朝倉市介護保険特別会計予算についての報告の中で、予算総額のところでございます。昨年度と比較し3.7%「2億2,334万8,000円の増額」というふうに申し上げましたが、正確には「2億2,234万8,000円の増額」というふうな形でございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） ほかになければ、以上で環境民生常任委員長の報告を終わります。これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 北川清文君降壇）

○議長（小島清人君） 本会議の審議時間が1時間を経過いたしましたので、ここで暫時休憩いたします。午前11時10分から再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第5号議案令和8年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案令和8年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和8年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案令和8年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案令和7年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案令和7年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案令和7年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

てを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案朝倉市国民健康保険直営診療所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案朝倉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第34号議案朝倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第9号議案外14件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 熊本正博君登壇）

○建設経済常任委員長（熊本正博君） ただいま議題となりました第9号議案外14件につきまして、慎重に審査をした結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第9号議案令和8年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

業務の予定量は、年間総給水量547万5,000トン、1日平均給水量は1万5,000トンです。

本会計予算のうち、収益的収入及び支出について、収入はキリンビールからの水道使用料として1億7,240万1,000円、支出は両筑平野用水施設の管理費負担金及びダム使用权に関わる無形固定資産減価償却費等により1億4,749万7,000円となっています。

資本的収入及び支出について、収入はなく、支出は企業債償還元金等で2,582万2,000円となります。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は2億8,196万円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案令和8年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は1万1,500戸、年間総給水量282万9,000トン、1日の平均給水量は7,751トンを予定しています。

本会計予算のうち、収益的収入及び支出について、収入を6億4,796万円、支出を6億4,425万5,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を5億3,456万4,000円、支出を6億6,496万7,000円で編成するものです。

主要な建設改良事業として、道路改良に伴う配水管布設工事のほか、災害復旧工事に伴う配水管布設工事、白木谷橋水管橋管更生工事、県南広域水道企業団受水のための送水管布設工事等を行います。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は8億5,579万5,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了として、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案令和8年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてです。

給水戸数は34戸、年間総水量は8,160トン、1日の平均給水量は22トンを予定しています。

本会計予算のうち、収益的収入及び支出について、それぞれ785万9,000円で編成するものです。

また、資本的収入及び支出については、計上はありません。

現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は69万1,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案令和8年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は3万7,094人、年間総処理水量408万7,101トン、1日の平均処理水量は1万1,860トンを予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を26億4,682万円、支出を24億646万5,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を18億8,768万5,000円、支出を27億8,591万8,000円で編成するものです。

建設改良工事費の主なものは、工事請負費、詳細設計業務委託、職員給与費等です。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は3億654万6,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案令和7年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的収入及び支出について、建設改良工事費の減額等に伴う消費税及び地方消費税の還付により、消費税及び地方消費税還付金を572万円増額補正し、消費税及び地方消費税を28万円減額補正するものです。

資本的収入について、工事費の減額に伴う企業債、県からの補償費及び一般会計からの繰入金の減により、5,842万7,000円を減額補正するものです。

資本的支出について、1点目に県道八女香春線の配水管布設替工事が道路改良工事の遅延と工事計画変更となったこと、2点目に災害復旧関連の県工事で土屋橋の架け替えによる仮設工事と、市道寒水2号線の布設替工事が県工事の遅延により未実施となったことに伴い、5,963万1,000円を減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案令和7年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的収入及び支出について、国費である防災安全事業の縮小に伴い、管路調査委託の減額に伴い、収入を500万円、支出を1,000万円減額補正するものです。

資本的収入について、令和7年度の工事費等が確定したことにより、2億671万8,000円を減額補正するものです。資本的支出について、農業集落排水処理場改良事業における国の前倒し補正予算に伴う事業費の増額及び令和7年度の工事費等が確定したことにより、2億660万3,000円を減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案朝倉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合火災予防条例の一部を改正する条例が公布されたこと等に伴い、規定の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものです。

この改正に至る背景として、令和7年1月から3月にかけて、岩手県大船渡市、岡山県岡山市等で大規模な林野火災が相次いで発生をしたことを受けて、林野庁と消防庁は、共同で大船渡市林野火災を踏まえた消防対策のあり方に関する検討会を開催し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令を行うことが予防の実効性を高めるとの報告がなされたためです。

具体的に、まず条例第14条に定める火入れを中止する場合について、林野火災注意報が発令された場合を加えます。

次に、様式第1号、火入許可申請書中の申請者の押印箇所等を削除します。

審査に当たりまして、まず林野火災注意報が発令された場合の対応手順についてたどりました。執行部によりますと、注意報が発令された際には、申請者へ速やかに連絡し、火入れを中止させる対応を行うとのことでした。

本委員会としましては、本条例改正は、昨年発生した大規模林野火災の再発防止に向けて重要であり、併せて林野火災注意報が発令された際には、適切かつ迅速な対応を徹底されるよう要望し、執行部の説明を了承し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案朝倉市川の駅原鶴条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、朝倉市川の駅原鶴の運営の見直しに伴い、パークゴルフ場を多目的広場に変更したいので、この条例を制定しようとするものです。

条例改正の理由は、川の原鶴は、河川敷に設置されたパークゴルフ場を含む施設ですが、豪雨により繰り返し被災し、令和5年7月豪雨以降は復旧を行っていません。ここ数年、パークゴルフと人の利用は行っていないことから、現状を踏まえ、パークゴルフ場を廃止し、多目的広場としてドッグラン等への活用を予定しているものです。

具体的には、第3条第2号及び第7条の「パークゴルフ場」を「多目的広場」へ改め、

利用を無料とし、第7条、第9条、第10条等に規定する使用料等に関する部分を削除します。

審査に当たりまして、まず当該箇所についてはドッグランとしての活用が予定されていることから、その規模等についていただきました。執行部によりますと、当該箇所には国管理の河川敷であり、常設施設として設置することはできないため、今年度、空気を入れて膨らませるタイプの仮設設備、広さ15メートル掛け15メートル、高さ1.5メートルを購入したとの説明がありました。当面は原鶴地区でイベントが開催される際に設置し、主に小型犬の利用を想定しているとのことでした。

本委員会としましては、ドッグランをはじめ、原鶴温泉旅館協同組合と協議をしながら、当該多目的広場を有効に活用していくことを要望して、執行部の説明を了し、全員異議なく、原案のとおり可決することと決しました。

次に、第32号議案朝倉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、規定の整理を行う必要が生じたため、この条例の制定をしようとするものです。

改正の具体的な理由について、まず1点目、用語の整理です。これまで市では適切な管理が行われず、倒壊の危険や景観への影響がある建物に対し「老朽空家等」と定義していましたが、国の法改正により、「管理不全空家等」と定義されたことから、法に整合する形で用語を整理するものです。

2点目、緊急安全代行措置に関する要件の緩和です。現行条例第9条第2項では、市が緊急安全代行措置を実施する際、所有者等が判明している場合は、原則としてその同意を得る必要があります。しかし、所有者が御存命であるものの意思疎通が困難で、同意を得ることが不可能な事例が生じていることから、一定の条例下では所有者等の同意を不要とする規定を追加し、迅速な安全確保を図るものです。

さらに、今回の改正により、一定の条件下では同意が不要となるため、緊急安全代行措置を実施した後に所有者等へ通知する義務を新たに規定するとともに、これに合わせて現行条例の第3項を第4項へ繰り下げる整理を行うものです。

審査に当たりましては、まず現行制度では対応できなかった具体的な事例はあるのかについていただきました。執行部によりますと、瓦の落下等により市道や通学路に危険が生じていた老朽空家に対し、緊急安全代行措置の実施を検討したが、所有者が高齢で意思疎通が困難であったことから、同意や意向確認が不可能で、成年後見人の選任を経る必要が生じた結果、対応までに半年以上を要した事例があるとのことでした。

次に、同意不要となる一定の条件とはどのような場合かについていただきました。執行部によりますと、所有者が意思能力を欠くなど、意思疎通が困難な場合、また瓦等への飛散防止ネット設置など財産権を大きく侵害しない軽微な措置で危険性が高く、迅速な対応が

求められる場合が該当するとのことです。

本委員会としましては、緊急時に空き家が市民に危険を及ぼすおそれがある際、市が迅速に対応できる体制を整えるためにも、今回の条例改正は必要であることから、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第33号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、国において道路の占用物件に係る占用料の改定が行われたことに伴い、本市の関係条例を整備する必要性が生じたため、改正を行うものです。

今回の国の改正は、令和6年度に実施された固定資産税評価額の評価替え、また賃料水準の変動などを踏まえ、道路の占用物件に係る占用料が見直されたことによるものです。

これを受け、本市において朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の占用料について、国の基準に合わせた改正を行うものとなっております。

なお、施行日は、国と同じく令和8年4月1日からの適用となります。

本委員会としましては、執行部の説明を了として、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第35号議案朝倉市上下水道事業経営審議会条例の制定についてです。

本件は、水道事業及び下水道事業の健全経営及び適正かつ効率的な運営を図ることを目的として、事業の方向性、経営の在り方等に関して調査審議するため、審議会を設置したいので、この条例を制定しようとするものです。

審査に当たりましては、まず第3条の1に規定している学識経験を有する者、同条2の水道または下水道使用者とはどんな人を想定しているのかについてただしました。執行部によりますと、1については、大学教授、税理士、公認会計士等を、2については、一般の公募で実際に上水・下水を利用している市民を想定しているとのことです。

次に、上下水道事業の経営については、専門性が高く、一般の市民が審議会に参画した場合に、内容のある議論が可能かどうかについてただしました。執行部によりますと、有識者と連携しながら、委員に対して分かりやすい資料の作成や説明を行うことで十分に議論ができる環境を整えていくとのことです。

次に、審議会の開催期間と開催回数の見通しについてただしました。執行部によりますと、開催期間を令和8年9月から令和9年8月の1年間とし、開催回数は計5回と予定しているとのことです。

最後に、審議会において具体的にどのような事項を議論していくのかについてただしました。執行部によりますと、今年度までに策定してきた経営戦略を基礎資料とするともに、今後10年間を見通した事業シミュレーションの結果を提示し、これらを踏まえて審議を進めていただきたいとの説明がありました。その上で審議会での議論を経て、市長への答申をお願いしたいと考えているとのことです。

本委員会としましては、今後の上下水道事業の方向性を検討する上で、審議会の設置は必要であることから、実りある議論が行われることを要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第37号議案工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更についてです。

本件は、令和5年災害復旧工事林道米ノ山林道線1号箇所（その1）について、工事設計の一部を変更したことにより、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求められているものです。

設計変更の理由の一つとして、国の災害査定当時、被災箇所の一部が崩土堆積により被災状況を確認できず、不可視として災害査定を受検していたところ、崩土撤去後にアスカーブ、ガードレール、U型側溝の被災が判明したため、林野庁と協議の上、補助対象として追加するものです。

変更内容は、請負契約額を1億6,414万900円から1億8,568万4,400円に改めるものです。

本件は、有限会社梶原工建と工事請負契約を提携しているもので、請負契約額は2,154万3,500円の増額となります。

本委員会としましては、今回の増額については、工事を推進する上で妥当かつ必要なものであると判断し、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第38号議案市道路線の変更についてです。

市道名、杉馬場1号線、中町・下町線、宮ノ下3号線、宮ノ下4号線です。当4路線は、平成29年7月、九州北部豪雨により、杷木志波地区に流れている北川が被災し、福岡県朝倉県道整備事務所による北川災害附帯国道工事及び橋梁付け替え工事が施工され、国道線形の変更により、既存路線の起点及び終点位置が変わったため、当該市道の変更を行うものです。

なお、宮ノ下3号線、宮ノ下4号線については、現在の字名に基づいた路線名へと変更するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了として、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第39号議案市道路線の認定についてです。

市道名、六反田10号線、延長68.9メートル、幅員6メートルから10.5メートル。市道名、大坪10号線、延長57.1メートル、幅員6.0から9.0メートル。当該2路線は、開発行為により整備された道路施設について移譲を受けたことに伴い、当該市道の認定を行うものです。

次に、市道名、杷木志波原1号線、延長122.0メートル、幅員6メートル、当該路線は、市が実施した平成29年7月九州北部豪雨の災害復旧事業により、旧志波小学校跡地を活用する宅地分譲地の造成に伴い、整備された道路を認定するものです。

審査に当たりまして、本委員会では、道路整備等について詳細な説明を受け、現地を確

認し、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第41号議案工事請負契約の締結についてです。

本件は、旧本庁舎解体工事の工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求められているものです。

工事請負人は、羽野・川口特定建設工事共同企業体で、請負契約額は4億1,228万8,800円です。工事箇所は、朝倉市菩提寺412番地2。工事概要については、鉄筋コンクリート造、地下1階地上5階建て、延べ面積5,893平方メートル、自転車置き場、植栽、看板、外構等撤去工事一式です。

審査に当たりましては、まずアスベストがどの箇所に含まれていたのかについてただしました。執行部によりますと、空調室の天井、壁の吹きつけ部及び機械室、煙突用の断熱材等にアスベストが含まれています。また、屋上のアスファルト防水の下地部分にも含有していることが想定されるところです。

次に、これらの回答を踏まえ、解体対象となる庁舎全体のアスベスト含有箇所について、全調査が実施されていない理由についてただしました。執行部によりますと、調査を行った時期が庁舎使用中であったため、屋上部分を調査すると雨漏りを生じるおそれがあったから全面的な調査には至らなかったとのことです。

本委員会としましては、アスベストの適切な処理及び近隣住民への十分な配慮を行うよう要望して、執行部の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過と結論です。

本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 熊本正博君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第9号議案令和8年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案令和8年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案令和8年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案令和8年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案令和7年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告の

とおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第19号議案令和7年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案朝倉市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第31号議案朝倉市川の駅原鶴条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第32号議案朝倉市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第33号議案朝倉市道路占用料徴収条例及び朝倉市法定外公共物条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第35号議案朝倉市上下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第37号議案工事請負契約の変更についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第38号議案市道路線の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第39号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午後零時零分休憩

午後1時零分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第4号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

（予算審査特別委員長 加藤正二君登壇）

○予算審査特別委員長（加藤正二君） ただいま議題となりました第4号議案令和8年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

令和8年度一般会計予算は、4月に市長選挙が予定されておりますので、政策的な経費を除いた骨格予算となります。当初予算規模は、令和7年度より67億8,000万円減の369億9,000万円となっています。

このうち災害関連経費は、令和7年度より約41億100万円減の約28億7,900万円となっています。なお、災害関連経費は、当初予算の約28億8,000万円に令和8年度へ繰越し予定の約52億6,000万円を加えますと、実質約81億円となります。

歳入のうち市税については、個人市民税の現年課税分において、令和7年度の決算額が大きく上振れする見込みを基に、所得増をさらに見込んだことによる1億7,800万円増の23億3,000万円を計上しています。

また、固定資産税の現年課税分は、宅地開発等において、物価高や借入利率上昇の影響により建築棟数は減少しているものの、新・増築家屋の増加及び新築家屋の軽減措置の終了等による増と、償却資産の増により、1億3,800万円増の40億6,300万円を計上しています。

地方交付税等は、普通交付税において、物価高騰対応等による増や、公債費算入の増等の見込みから、前年度比4億円増の75億円、特別交付税は前年同額の10億円、臨時財政対策債は前年度と同様のゼロとのことです。

一般財源等の総額は、前年度比10億2,600万円増の187億2,200万円となっています。

基金現在高については、令和7年度末現在高140億2,300万円に23億5,600万円を積み立て、38億3,900万円を取り崩すと、令和8年度末現在高は125億3,900万円となります。

その中の財政調整基金については、令和7年度末現在高は40億6,100万円で、これに利子1,300万円を積み立て、5億5,000万円を取り崩すと、令和8年度末現在高は35億2,500万円となる見込みとのことです。

地方債現在高については、令和8年度末現在高見込みは5億7,200万円減の357億7,000万円となる予定とのことです。

そのうち、災害復旧事業債については、繰上償還の実施により、3億900万円減の44億2,300万円の現在高になる見込みとのことです。

臨時財政対策債については、令和8年度末現在高見込みが5億9,100万円減の55億5,000万円となり、令和7年度から発行額ゼロのため減少しているとのことです。

委員会では、この予算編成が、税金等が効率的かつ適切に使われる見込みがあり、市民の期待に十分応え得るものであるか、決算審査等の質疑や意見を基に、将来財政負担を考慮し、持続可能な自治体運営ができるかなど、様々な視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされました。

歳出の各課質疑では、まず、防犯カメラ設置補助事業について、令和7年度は事業活用実績がないとのことであるが、防犯上、まだ設置が必要な箇所は多くあると思われるため、制度の周知の推進を行うとともに、設置台数を増やしていくべきではないかとただしまし

た。執行部によると、制度の周知については検討するものの、設置台数の増設については、設置するに当たり警察との協議が必要であり、かつ設置箇所が限定されているため、今後、要望等があれば協議していきたいとのことでした。

活力ある高収益型園芸産地育成補助事業については、例年、年度末に減額補正がなされているが、減額補正をする前に県との調整を行い、この事業に取り組みたい農業者のために、前倒しして当該年度に実施できるような対応ができないかといただきました。執行部によると、これまでも県の執行残の見込みがある場合は、二次要望等による事業の追加として翌年度予定事業の前倒し実施も行っており、今後も可能な限り農業者の要望に対応できるよう取り組みたいとのことでした。

妊婦支援事業については、年々利用者が増えている中、相談事業についても都市部では取組がなされている市もあるが、この取組を検討する考えはないか、いただきました。執行部によると、妊婦の届出時や検診時など、様々な相談事を面談や電話等で丁寧に聞き取りを行っており、今後も充実させていきたいとのことでした。

こども家庭センター運営事業については、相談対応件数の成果目標が100件増となり、その取組内容についていただきました。執行部によると、新庁舎移転により情報共有の仕組みを整え、よりの確な支援が可能となったこと、また、新たに児童相談システムを導入し、相談記録や支援の経過等を一元管理した上で、さらに関係機関との連携を充実させて支援の強化に努めていくとのことでした。

教育支援センター事業及び教育相談事業における不登校児童生徒に対する教育委員会の支援として、各学校との連携はどのようになされているかをいただきました。執行部によると、指導主事を中心に、ソーシャルワーカーや登校支援員等と連携し、適宜学校にも出向きながら情報共有を行い、必要な対応を講じているとのことでした。

小学校大規模改修事業及び中学校大規模改修事業における小中学校トイレの洋式化について、小学校と比較し中学校の整備状況の進捗が遅れている理由をいただきました。執行部によると、本来なら同時に進めたいが、小さい子どもがいる小学校のほうから優先的に進めており、中学校においても令和9年度から令和10年度の間に完了させたいとのことでした。

総括質疑では、まず、豪雨災害の復旧事業の進捗状況と今後の見通しについて、朝倉市復興計画によると、令和8年度までの10年間で一定の復旧・復興の目途が立つとされており、改めて市の見解と今後の見通しについていただきました。執行部によると、平成29年と令和5年の豪雨災害における災害関連事業費は約654億8,000万円となっており、事業費ベースでの進捗率は、全ての予算が執行できた場合、令和8年度末で96.6%の見通しになるとのことです。しかし、農林災害においては受益者負担が伴うため、単独災害や林道災害はまだ残るものの、補助事業の制度上、令和9年度までに一定の区切りがついたと言えるよう、一丸となって事業完了に向けて取り組むとのことでした。

続いて、教育環境の改善において、熱中症対策として体育館の空調設備やプールの遮熱対策等について、今後の考え方等をいただきました。執行部によると、熱中症対策として、近年の異常な暑さに対応するため、体育館空調設備については検討を行っており、できるだけ早期に方針を示したいとのこと。また、プールの遮熱対策についても、各学校の熱中症対策における工夫に応じた支援を行うとともに、子どもたちが安心・安全かつ快適に学校生活を送られるよう、学習環境の改善に努めていきたいとのことでした。

委員会としましては、詳細な説明を受け、職員が一丸となって朝倉市が抱える様々な課題に取り組み、安全・安心で誰もが住みやすく活力のある朝倉市を実現させることを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査中において、事業内容説明書の生活困窮者自立支援事業及び生活保護事務の欄において、活動計画・成果目標の記載がなく、受給世帯数や人数等、現在の状況や推移が見えないことから、どのような積算がなされているのかが分からないため、数字に基づいた議論ができないという意見がありました。このような課題につきましては、今後、調査・研究の上、対応していただくよう申し添えます。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 加藤正二君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、第4号議案令和8年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた8請願第1号を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 熊本正博君登壇）

○建設経済常任委員長（熊本正博君） ただいま議題となりました8請願第1号朝倉市柿原地区に計画されている大規模マンション建設に関する意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

審査に当たりましては、執行部に出席を求め、請願書に関する見解を確認しました。

本案件は、その規模から都市計画法に基づく開発行為に該当すると考えられ、許可権者は福岡県となることから、市には法的な許認可権限はないものの、地域住民の不安解消に向けて情報収集及び発信を行う立場にあるとの説明を受けました。

また、市としては、県に対して適宜情報提供を求めるとともに、開発事業者に対して住民への説明を求めるなど、透明性の確保に向けて取り組む考えが示されており、本請願は住民の不安解消を求めるものであって、その趣旨は理解し得るものであるとの見解が示されました。

質疑に当たりましては、まず、開発行為に関して市が意見書を添付して県へ提出する際、市が開発に反対の立場であるのであれば、意見書に否定的な内容を記載することが可能かについてただしました。執行部によりますと、確かにそのような意見があることは承知しているものの、意見書はその作成以前に都市計画法に基づく必要な審査を行うものであるとの説明がありました。

その審査の過程では、開発事業者が開発行為にて影響を受ける住民や地域に対し事前に適切な説明を行い、必要な書類等が適正にそろったと判断した場合、市としては支障なしと意見書に記載しているとのことでした。

また、今回の案件に限らず、開発行為等によって影響のある関係者に対しては丁寧な説明を行うべきではあるものの、それ以外の影響を受けないと思われる地域や住民にまで理解を求めることについては、行き過ぎとなる可能性があるとの見解が示されました。国からも事業者に過度な要求を行ってはならない旨の通達が出ているとのことでした。

執行部としては、あくまでも法令等に基づき、開発行為で影響が及ぶ関係者に支障が生じないように指導・確認を行い、法令の要件を満たすものであれば、開発行為は認めなければならないことになっているとのことでした。

次に、朝倉市における開発許可申請において住民説明会の開催が必須かどうかについてただしました。執行部によりますと、いわゆる住民説明会という形式を義務づけてはいないものの、開発行為によって影響を受ける住民や地域に対して事業者が事前に説明を行うこと自体は義務づけているとのことでした。

最後に、執行部に対して、これまでの経緯及び現時点での開発計画の状況についてただしました。執行部によりますと、現時点において事業者から県への正式な開発許可申請は提出されておらず、県としても具体的な審査に入っていないことを確認しているとの説明がありました。また、土地所有者と開発事業者間での協議もなされていない状況にあると

のことでした。開発事業者は現在もマンション建設への意思を持っていると思われるものの、土地の所有者は計画を白紙に戻したいという意向があることを把握しており、双方の考えに隔たりがある状況であるとの説明がありました。

これらの質疑を受けて、本請願につきましては、結論を出すか、または継続審査とすることについて協議を行いました。

継続審査とすべきとの意見としては、現時点で計画の進捗が見られず、実現性が極めて低い、計画が完全に白紙になったわけではなく、今後の動向で状況が変わり得るため、引き続き情勢を注視すべきであるとの点が挙げられました。

以上の意見を踏まえ、採決を行った結果、賛成多数により結論を出すこととしました。

本委員会としましては、以上の議論を踏まえ、請願者の思いを重く受け止めるとともに、本件建設計画について一定数の住民が強い関心を寄せていることを確認しました。その上で、住民の不安に十分配慮し、必要な情報をできる限り早期に提供していくことが重要であるとの認識を委員会内で共有しました。

これらの点を総合的に勘案し、本請願の趣旨に賛同し、全員一致により採決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同を賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、報告を終わります。

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 熊本正博君降壇）

○議長（小島清人君） それでは、8請願第1号朝倉市柿原地区に計画されている大規模マンション建設に関する意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、8請願第1号は採択することに

決しました。

次に、第13号議案の審議を行います。

議案書をお開きください。

それでは、第13号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。その場にてお願いします。

午後1時26分休憩

午後1時29分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書（3）をお開きください。

本日、市長から議案4件、建設経済常任委員会から意見書案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議、誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第42号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、識見を有する者のうちから田原誓成を朝倉市監査委員として選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、第43号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価審査委員会委員に藤本彰道を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

最後に、第44号議案及び第45号議案の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に浦里果及び本石敏明を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、次に意見書案第1号をお開きください。

意見書案第1号について、建設経済常任委員長の説明を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 熊本正博君登壇)

○建設経済常任委員長(熊本正博君) それでは、意見書案第1号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、タブレットに掲載のとおりであります。先ほど本会議で採択されました8請願第1号朝倉市柿原地区に計画されている大規模マンション建設に関する意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第です。

何とぞ御賛同を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(建設経済常任委員長 熊本正博君降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。その場にてお願いいたします。

午後1時34分休憩

午後1時35分再開

○議長(小島清人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書(3)をお開きください。

お諮りいたします。第44号議案及び第45号議案の2件は関連ありますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 御異議なしと認めます。よって、第44号議案及び第45号議案の2件を一括議題といたします。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第42号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第43号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたしま

す。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第44号議案人権擁護委員の候補者の推薦について及び第45号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第1号をお開きください。

それでは、意見書案第1号朝倉市柿原地区に計画されている大規模マンション建設に関する意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第42号議案から第45号議案までの4件については、会議規則第35条第3項の規定により、意見書案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

これより追加議案の審議を行います。

議案書（3）をお開きください。

それでは、第42号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第43号議案朝倉市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第44号議案人権擁護委員の候補者の推薦について及び第45号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第44号議案及び第45号議案の2件を一括して採決いたします。第44号議案及び第45号議案の2件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案から第45号議案の2件は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第1号をお開きください。

それでは、意見書案第1号朝倉市柿原地区に計画されている大規模マンション建設に関する意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告をお開きください。諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上もって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和8年第2回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午後1時43分閉会